

2026 年度臨時総代会開催および役員補充選挙についてのお知らせ

2026 年 8 月 3 日

生活クラブ生活協同組合 理事会

現在、理事会運営を担っている役員（理事 9 名、監事 2 名）は 2025 年 6 月の第 19 回通常総代会で選出（任期 2 年）されました。しかしながら、やむを得ない事情により、理事 1 名の任期途中での辞任が確定しました。

活動をより安定的に執行するため、私たち理事会としては早急に欠員の理事を補充選出し各種の活動をより力強く推進する必要があると考えております。

以上より来る 9 月 28 日に臨時総代会を開催し、理事の補充選挙を行うことといたしますのでお知らせいたします。

公 告

2026年7月27日

生活クラブ生活協同組合

2026 年度臨時総代会役員選挙管理委員会

生活クラブ生活協同組合定款第 20 条（役員の選挙）、第 21 条（役員の補充）、ならびに役員選挙規約第 4 条（選挙の公告）に基づき役員補充選挙についてお知らせいたします。

記

- ◆1 今回補充の役員の選出区分と定数 全体区選出 選出理事 1 名
- ◆2 今回の役員補充選挙において役員選考委員会の名簿に推薦されることを希望される方は、下記の期限内に役員選考委員会に対して申し出て下さい。
- (申し出の方法) 役員選考委員会へ推薦の申し出書類を提出して下さい。
- *用紙は事務局までお問い合わせください。

(申し出の期間) 2026年8月3日(月) 午前9時～8月28日(金) 午後6時

*裏面に関連の定款、役員選挙規約の条文を掲載しています。

◆定款

(役員の選挙)

第20条 役員は役員選挙規約の定めるところにより総代会において選挙する。

以下省略

(役員の補充)

第21条 理事または監事のうちその定数の5分の1を超えるものが欠けたときは役員選挙規約の定めるところにより、3ヶ月以内に補充しなければならない。

◆役員選挙規約

(不適格者)

第5条 生協法の規定により役員になることができない者のほか、以下のものは役員候補者として登録することができない。

- (1) 未成年者
- (2) 被補助人
- (3) 破産手続き開始の決定を受け、復権していない者

(立候補)

第6条 組合員は立候補により役員候補者名簿（以下名簿という）に登録される。ただし、第4条に基づく公告のあった日の前月の末日において組合員であった者でなければ立候補できない。

以下省略